

不安をあおる「架空請求」 記載先に連絡せず無視を

利用した覚えのない請求（架空請求）に関する相談が非常に多く寄せられています。架空請求の手段は電話、はがき、メール、SMS（携帯電話番号に送信されるショートメッセージ）など、さまざまです。公的機関や実在する事業所名をかたって信用させたり、「給料の差し押さえ」「法的措置をとる」などと消費者の不安をあおる手口も見られます。

- ▼「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたはがきが届いた。連絡先に公的機関名が記載されていたので電話したら、訴訟取り下げ費用の10万円を請求され、コンビニに行くように指示された。身に覚えがないので支払いたくない。（60代・女性）
- ▼裁判所から「訴訟のお知らせ」と書かれた封書が届いた。契約不履行により運営会社から訴状が提出され、給料や動産、不動産を差し押さえると書かれており、裁判取り下げを希望する場合の連絡先電話番号が記載されていた。心当たりのない。どう対処したらよいか。（50代・女性）
- ▼大手通販会社の名前で携帯電話にメッセージが届き、未納料金があるため、連絡しないと法的措置をとると書いてあった。未納料金について身に覚えがないことを連絡して伝えた方がよいか。（30代・男性）

根拠のない架空請求への対策は「無視する」ことです。架空請求のはがきや封書、メールなどは、消費者の情報を完全に特定して送られてくるわけではありません。記載先に連絡することで、電話番号などの個人情報を知らせてしまったり、それをきっかけに根拠のない金銭を要求されたり、脅されたりする恐れもあります。心当たりがなければ連絡しないようにしましょう。

裁判所からの訴訟関係書類は、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書で送付され、郵便職員が名宛人に手渡しすることになっています。郵便受けに配達されたり、メールで送付されるようなことはありませんが、架空請求なのか判断がつかなかったり、不安に感じる場合は、相手に連絡することなく、まずは最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。